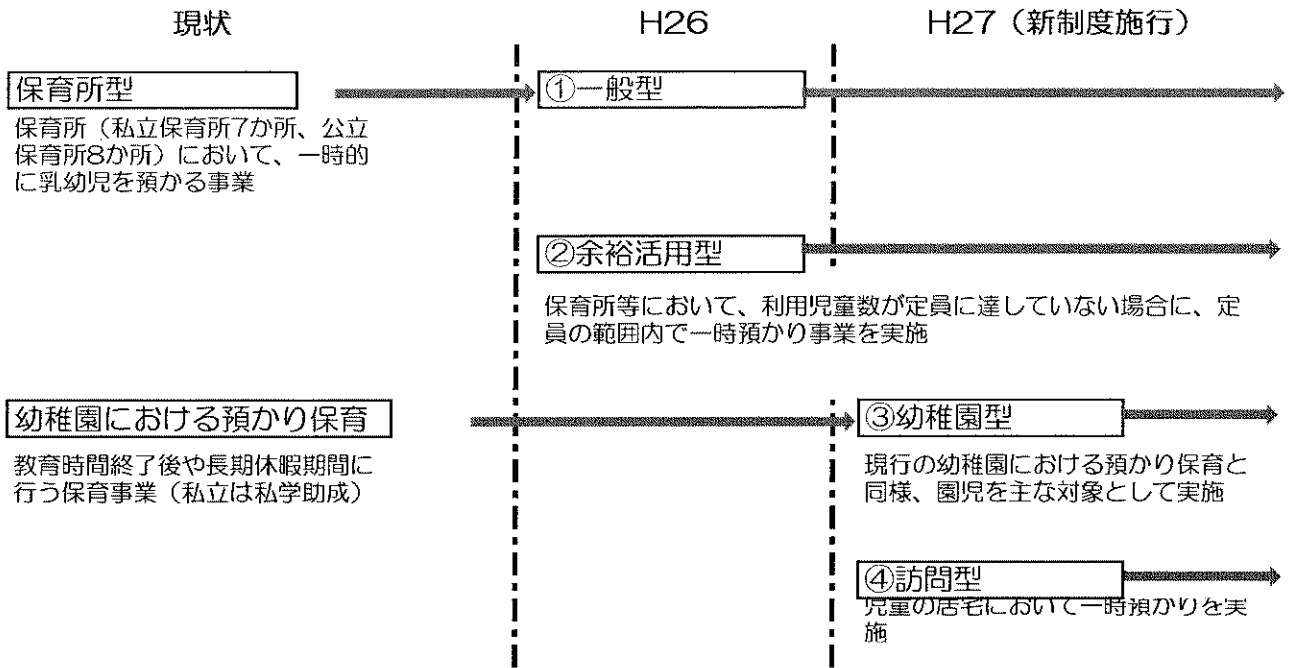


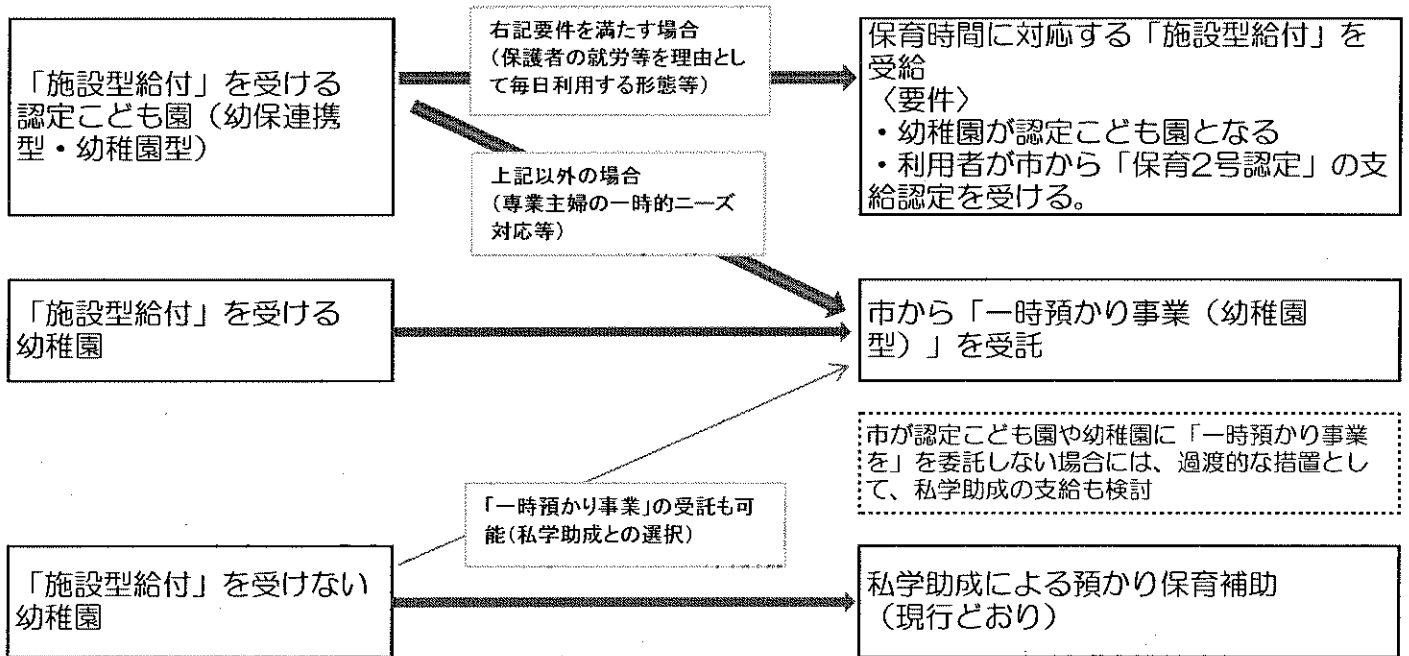
和歌山市地域子育て支援事業（抜粋）

事業名	現行事業概要	平成27年度からの方向性
地域子育て支援拠点事業	<p>対象：3歳未満の児童と保護者 利用料：無料 地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流、育児相談、子育ての情報提供、子育てに関する講習等を実施している。 ※公立保育所1か所は直営、私立保育所7か所とNPO法人4か所に運営委託している。</p>	<p>○公立保育所の子育て支援センターについては、地域の子育て支援拠点としての中心的役割を担い、利用者支援・地域支援をはじめ、事業を拡充します。</p> <p>○私立保育所に運営委託している子育て支援センターについては、新制度開始にあたり、「地域の子育て支援」が義務付けられている（参考資料）認定こども園の広がりに合わせ、存続の必要性を検討していきます。</p> <p>○NPO法人に運営委託しているつどいの広場については、地域の子育て支援の拠点とし、親子が気軽に集える場所を確保していきます。</p>
延長保育事業	<p>対象：11時間の開所時間内では送迎できない家庭の児童各保育所(園)の可能時間まで延長して保育を行う</p>	<p>○今後整備される公立幼保連携型認定こども園については、実施する。</p> <p>○現在実施中の私立保育所(園)については、継続実施。</p> <p>※公立保育所については、保育標準時間に対応した体制を整えるため、必要人員の確保に努める。</p>
一時預かり事業	<p>対象：保育所に入所していない1歳から就学前の子ども 利用料：1,900円/日/人 保育を受けることが一時的に困難となった幼児について、保育所で一時的に預かる。</p>	<p>○別紙</p>

和歌山市一時預かり事業について



新制度における幼稚園の「預かり保育」



〈新制度における和歌山市の方向性〉

- 今後整備される公立幼保連携型認定こども園については、実施する。
- 現在実施中の公立私立保育所については、継続実施し、需要に応じて拡充を図る。
- 未実施の新制度に移行する私立保育所については、希望があれば委託（一般型）する。
- 新制度に移行する私立幼稚園については、希望があれば委託（幼稚園型）する。
- 新制度に移行しない私立幼稚園については、委託せず、私学助成で対応していただく。
- 余裕活用品については、希望の施設があれば、委託を検討する。
- 訪問型については、需要を慎重に見極める。